

# 不適切な価格表示について

沖縄県では、景品表示法に基づき、一般消費者の誤認を招くおそれのある不適切な表示について、調査・指導を行っております。

平成30年度は、不適切な価格表示について、県内小売店4社に対して指導を行いました。

## 景品表示法とは

消費者なら誰もがより良い商品・サービスを求めます。

しかし、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて質の良くないものを買ってしまうおそれがあります。

このような不当な表示や不当な景品から消費者の利益を守るための法律が、「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。

### ● 不当な表示の禁止

商品・サービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は優良誤認表示として禁止されています。

商品・サービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は有利誤認表示として禁止されています。

### ● 違反に対する行政処分

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁又は都道府県は、調査を実施します。

調査の結果、違反行為が認められると、違反行為の差し止めなど必要に応じた措置命令という行政処分を行います。

違反行為とは認められないが、不適切な表示が見受けられる場合、行政指導を行う場合もあります。

## 不当な価格表示についての景品表示法上の考え方 (価格表示ガイドライン)

消費者庁は、どのような価格表示が一般消費者に誤認を与え、景品表示法に違反するおそれがあるかについて「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(価格表示ガイドライン)を定めています。

### ガイドラインのポイント

- (1) 次のような場合は不当表示に該当するおそれがあります。
  - 同一ではない商品の価格を比較対照価格とする場合
  - 比較対照価格について、実際と異なる表示やあいまいな表示である場合
- (2) 「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示(※)
  - 「最近相当期間にわたって販売されていた価格」と言えない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。
- (3) 将来の販売価格を比較対照とする二重価格表示
  - 実際に販売することのない価格であったり、ごく短期間のみ当該価格で販売するにすぎないなどの場合には、不当表示のおそれがあります。
- (4) 希望小売価格を比較対照とする二重価格表示
  - メーカーにより設定されあらかじめカタログなどにより公表されている価格でなければ、不当表示のおそれがあります。
- (5) 競争事業者の販売価格を比較対照とする二重価格表示
  - 競争関係にある相当数の事業者の実際の販売価格を正確に調査することなく表示する場合は、不当表示のおそれがあります。

※二重価格表示とは  
販売価格よりも高い他の価格を併記して表示することにより販売価格の安さを強調する表示です。

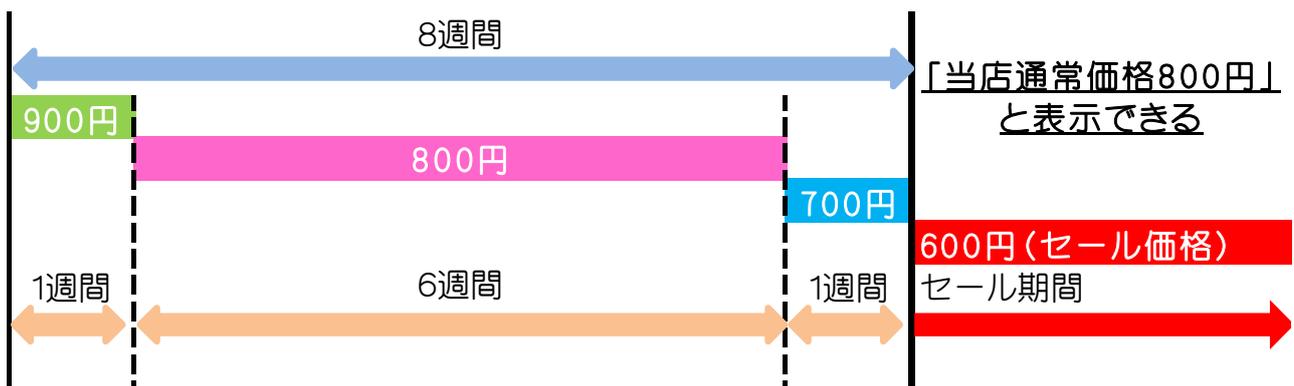


## 「当店通常価格」が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とは・・・

- ①セール開始時期から8週間（8週間未満の場合は当該期間）のうち過半の期間、販売されていた実績が必要です。
- ②ただし、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合を除きます。

### 〈事例1〉 8週間のうち過半を占める例

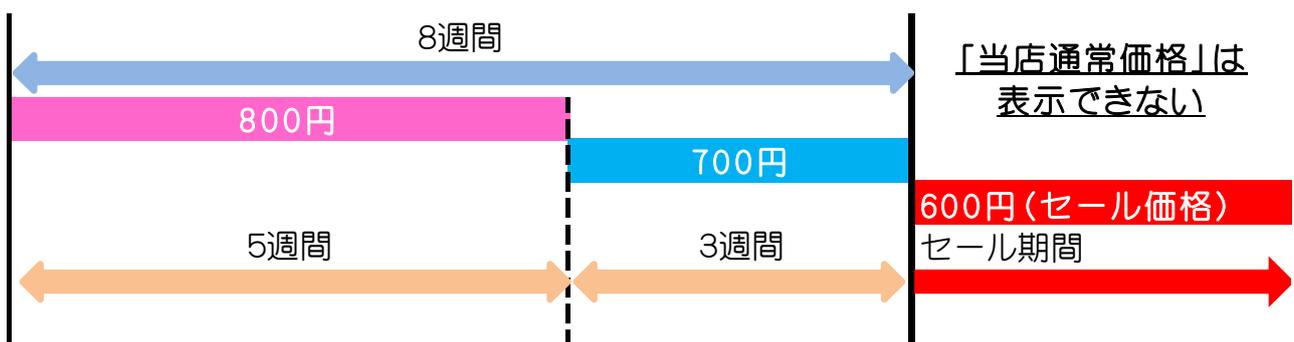
800円で販売した期間が、8週間のうち過半を占めるので800円を比較対照価格として二重価格表示は可能です。



### 〈事例2〉 8週間のうち過半を占めていない例・2週間以上前の例

①700円で販売した期間が8週間の過半を占めないため、700円を比較対照にできません。

②800円で販売した期間は8週間の過半を占めているが、最後に販売した時から2週間以上経過しているため、800円を比較対照にできません。



## 県による指導の事例

〈事例1〉「当店通常価格5,980円をセール3,980円」  
「当店通常価格」とは発売当初の販売価格であり、セール開始前8週間のうち過半を占める期間を4,980円で販売していたもの。

〈事例2〉「当店通常価格298円を今月のセール価格278円」  
セールを繰り返し行っていたため、常時278円で販売していたにもかかわらず、「当店通常価格」として表示していたもの。

⇒過去の販売価格を比較対照とするときは、セール開始前8週間のうち過半を占める期間販売された実績が必要です。また、最後に販売した日から2週間以上経過している場合は表示できません。

〈事例3〉「今月特価99円」「セールの日は定価の4割引き」  
「今月特価」として99円で販売していた商品を、セールの日はメーカー希望小売価格130円から4割引きで販売していたが、「定価」がどちらの価格であるのか曖昧であったもの。

⇒何と比較しているか曖昧な表示となっています。メーカーがあらかじめ設定し公表している価格であれば、メーカー希望小売価格を比較対照とすることができます。

価格表示ガイドラインについて詳しくは

消費者庁ウェブサイト

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/representation\\_regulation/double\\_price/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/double_price/)

沖縄県 子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課